

総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第19号

総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

総社市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成27年総社市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後項号とし、移動後項号に対応する移動項号が存在しない場合には、当該移動後項号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項及び号の表示並びに追加項号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（基本方針） 第2条 略 2及び3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、<u>他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、住民による自</u></p>	<p>（基本方針） 第2条 略 2及び3 略 4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター（法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。以下同じ。）、<u>他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、<u>利用者は複数の指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。)</u>等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 <u>指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>6 <u>第4項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>7 指定介護予防支援事業者は、<u>第4項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第4項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</u></p> <p>(2) 略</p> <p>8 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ</p>	<p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画が第2条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>5 <u>第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>6 指定介護予防支援事業者は、<u>第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの</u></p> <p>(2) 略</p> <p>7 略</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければ</p>

改正後	改正前
<p>ならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 略 エ 第32条第16号に規定する評価の結果の記録 オ 第32条第17号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15) <u>担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。</u></p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p> <p>(21) 略</p>	<p>ならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳 ア～ウ 略 エ 第32条第15号に規定する評価の結果の記録 オ 第32条第16号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>(指定介護予防支援の具体的取扱方針)</p> <p>第32条 指定介護予防支援の方針は、第2条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。</p> <p>(10)～(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>(20) 略</p>

改正後	改正前
<p>(22) 略</p> <p>(23) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p> <p>(29) 略</p> <p>(30) 略</p>	<p>(21) 略</p> <p>(22) 略</p> <p>(23) 略</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) 略</p> <p>(26) 略</p> <p>(27) 略</p> <p>(28) 略</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。